

広島県告示第三百七十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

西鹿田二丁目九地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十七年十月七日広島県告示第千五十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱五号及び四号と同一とする。

郡市・区	町	地番	標柱番号
呉市	西鹿田二丁目	二二二番	標柱一号
		二二九番	標柱二号
		二二四番	標柱三号
		二二八番	標柱四号
		二〇七番	標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

北隠渡地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を昭和五十四年三月二十日広島県告示第百三十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱四号及び五号は告示で指定した土地に存する標柱一号及び六号と同一とする。

郡市・区	町	地番	標柱番号
------	---	----	------

吳市					
音戸町北隠渡二丁目					
一一五四番二	一一五四番一	一一四〇番一	一一三六番一	一一三三番一	一一三八番一
標柱七号	標柱六号	標柱四号及び五号	標柱三号	標柱二号	標柱一号及び八号